

○山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設建設

(事業概要)

環境影響評価実施根拠	奈良県環境影響評価条例
事業種類	廃棄物の処理施設の設置の事業
事業規模	処理能力 最大 284t/日
事業実施予定者	山辺・県北西部広域環境衛生組合
都市計画決定権者	(環境影響評価手続実施者) 天理市
事業実施場所	奈良県天理市
関係地域を所管する市町村	奈良県天理市、奈良市、大和郡山市

(手続状況)

・配慮書

配慮書提出	平成 28 年 12 月 9 日
配慮書公告	平成 28 年 12 月 16 日
配慮書縦覧期間	平成 28 年 12 月 16 日～平成 29 年 1 月 16 日
配慮書に対する意見書提出期間	平成 28 年 12 月 16 日～平成 29 年 1 月 31 日
配慮書に対する意見書数	14 通
住民意見概要提出	平成 29 年 3 月 3 日
環境審議会へ諮問	平成 29 年 1 月 10 日
環境審議会答申	平成 29 年 5 月 24 日
配慮書に対する知事意見 【別紙記載】	平成 29 年 5 月 31 日

・方法書

方法書提出	平成 29 年 9 月 19 日
方法書公告	平成 29 年 9 月 28 日
方法書縦覧期間	平成 29 年 9 月 28 日～平成 29 年 10 月 27 日
方法書に対する意見書提出期間	平成 29 年 9 月 28 日～平成 29 年 11 月 10 日
方法書に対する意見書数	12 通
住民意見概要提出	平成 29 年 12 月 1 日
環境審議会へ諮問	平成 29 年 10 月 12 日
環境審議会答申	平成 30 年 2 月 13 日
方法書に対する知事意見	平成 30 年 2 月 26 日

・準備書

準備書提出	令和元年 6 月 25 日
準備書公告	令和元年 7 月 5 日
準備書縦覧期間	令和元年 7 月 5 日～令和元年 8 月 5 日
準備書に対する意見書提出期間	令和元年 7 月 5 日～令和元年 8 月 19 日
準備書に対する意見書数	4 通
住民意見概要提出	令和元年 9 月 6 日

環境審議会へ諮詢	令和元年 7月 19日
環境審議会答申	令和元年 12月 3日
準備書に対する知事意見	令和元年 12月 10日

・評価書

評価書提出	令和 2年 2月 28日
評価書公告	令和 2年 3月 2日
評価書縦覧期間	令和 2年 3月 2日～令和 2年 4月 1日

(環境審議会審議経過)

・配慮書

第 1 回環境影響評価審査部会	平成 29 年 3月 23 日
第 2 回環境影響評価審査部会	平成 29 年 4月 21 日
環境審議会	平成 29 年 5月 23 日

・方法書

第 1 回環境影響評価審査部会	平成 29 年 11月 1日
第 2 回環境影響評価審査部会	平成 29 年 12月 19日
第 3 回環境影響評価審査部会	平成 30 年 1月 23 日
環境審議会	平成 30 年 2月 13 日

・準備書

第 1 回環境影響評価審査部会	令和元年 8月 28 日
第 2 回環境影響評価審査部会	令和元年 9月 20 日
第 3 回環境影響評価審査部会	令和元年 10月 24 日
環境審議会	令和元年 12月 3 日



環政第119号
平成29年5月31日

天理市長 並河 健 殿

奈良県知事 荒井 正吾



山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設建設に係る
環境影響評価計画段階環境配慮書に対する意見

山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設建設に係る環境影響評価計画段階環境配慮書について、環境保全の見地から下記のとおり意見を述べる。

記

配慮書に記載された都市計画配慮書対象事業の目的および内容は、天理市（以下「都市計画決定権者」という。）が天理市岩屋町459番2他（以下「都市計画配慮書対象事業想定区域」という。）において、廃棄物焼却施設を新設するものである。

都市計画配慮書対象事業想定区域の近傍には、住宅等が存在することを踏まえ、都市計画決定権者は周辺地域の生活環境への影響に十分に配慮すること。

また、必要に応じて関係機関と協議のうえ、具体的な事業計画の策定に伴い、環境影響評価方法書以降の図書において、環境への影響を調査、予測及び評価が適切に行われるとともに、以下の点に配慮して環境への負荷ができる限り回避、低減することが適當である。

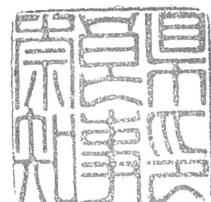




環政第527号
平成30年2月26日

天理市長 並河 健 殿

奈良県知事 荒井 正吾



山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設建設に係る
環境影響評価方法書に対する意見

山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設建設に係る環境影響評価方法書について、環境保全の見地から下記のとおり意見を述べる。

記

方法書に記載された都市計画決定権者は天理市であり、都市計画対象事業の目的および内容は、山辺・県北西部広域環境衛生組合が天理市岩屋町459番2他（以下「都市計画対象事業実施区域」という。）において、廃棄物焼却施設を新設するものである。

都市計画対象事業実施区域の近傍には、住宅等が存在することを踏まえ、都市計画決定権者は周辺地域の生活環境への影響に十分に配慮し、環境影響評価その他の手続を行うこと。

また、環境影響評価準備書以降の図書においては、事業の進捗状況も踏まえ、必要に応じて関係機関と協議のうえ、以下の点に配慮して環境影響評価が行われることが適当である。

1 大気質について

- ア 上層気象の調査について、調査期間を年4季、7日間の調査としているが、観測条件を十分検討した上で、調査・予測・評価を実施すること。
- イ 施設の稼働による粉じん等について、粗大・リサイクル施設において予測・評価を実施すること。

2 騒音・振動・低周波音について

- ア 騒音・振動の調査地点について、敷地境界、民家等との距離・位置関係を準備書に記載すること。
- イ 低周波音の調査について、周辺民家近傍の現況を十分調査した上で、予測・評価を実施すること。

3 水質について

- ア 降雨時における水質調査について、強い雨が降ると予測される条件でも、調査・予測・評価を実施すること。

4 動物・植物・生態系について

- ア 魚類底生動物の調査地点について、選定理由を準備書に記載すること。
- イ 植物の調査について、湿地及びため池の中の水草類についても調査を実施すること。

5 景観について

- ア 景観デザインについて、完成形の配慮事項を整理し、準備書に記載すること。

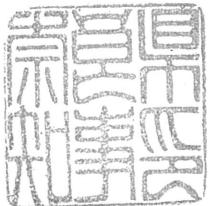
6 その他事業計画について

- ア 煙突の高さについては、自主規制値を十分達成できる条件で、景観にも配慮し、決定すること。

環政第390号
令和元年12月10日

天理市長 並河 健 殿

奈良県知事 荒井 正吾



山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設建設に係る
環境影響評価準備書に対する意見

山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設建設に係る環境影響評価準備書について、環境保全の見地から下記のとおり意見を述べる。

記

準備書に記載された都市計画決定権者は天理市であり、都市計画対象事業の目的および内容は、山辺・県北西部広域環境衛生組合が天理市岩屋町459番2他（以下「都市計画対象事業実施区域」という。）において、廃棄物焼却施設を新設するものである。

都市計画対象事業実施区域の近傍には、住宅等が存在することを踏まえ、都市計画決定権者は周辺地域の生活環境への影響に十分に配慮すること。また、必要に応じて関係機関と協議のうえ、以下の点に配慮して環境への負荷をできる限り回避、低減する保全措置を行なうことが適当である。

1. 総括的事項について

対象事業のうち焼却施設の焼却方式については、ストーカ式または流動床式のいずれかを選定するとされている。焼却方式が決定した際はすみやかに公表を行い、選定方式による事業実施における環境影響予測等について改めて検討し、実行可能な範囲で、適切かつ十分な環境保全措置を講じ、環境影響の低減に努めること。

2. 個別的事項について

(1) 大気質について

大気質の事後調査地点については、今回準備書に示された調査地点と併せて、住民から意見のあった地点についても、偏りのないよう、十分配慮のうえ検討すること。

(2) 景観について

施設及び煙突が出現することにより周辺の眺望景観に変化が生じることから、施設の形状・色彩等の外観については周辺環境及び景観との調和に配慮した上で決定すること。

(3) 廃棄物等について

ア 施設の稼働により発生する廃棄物（焼却灰及び飛灰）の発生量について、組合を構成する各市町村での現在の処理による廃棄物量と比較し、概要を整理して評価書に記載すること。

イ 施設から排出される廃棄物と、施設に搬入される廃棄物を区別できるよう分かりやすい表現を用い、評価書に記載すること。

(4) その他

廃棄物搬入車両の通行については、地元住民の要望もあることから、沿道の交通安全対策を行う等、周辺道路及び生活環境への影響をできる限り低減すること。